

# 資料渉猟余話

その4

昨年の春頃だったろうか。地域の文化関係事典編纂仲間が、「こんなものがあった」と一枚のコピーを見せてくれた。それは昭和58年12月号の郷土誌『伊那』からのものであった。題名は「戒能通孝先生の生誕地」、著者は村沢武夫とあり、「岩手県一戸町小繫地区の山林事件や、入会山問題で有名な戒能通孝先生が、飯田出身である」ということは、当地の方でも知らない方が多いのではないかと思う」と冒頭書き出されていた。

読み進めている内に、50余年前の学生時

代のほろ苦い思い出が、甦ってきた。何も考えずに入った法学部では、独特の難解な言い回しや、「瑕疵」だの「贓物故買罪」だの、「違法性阻却事由」な

## 私淑・戒能通孝先生

どと言った難しい用語に振り回され、辟易としていた。そんな頃、学校近くの書店で、ふと手にして立ち読みしたのが、先生の『小繫事件・三代にわたる入会権紛争』という題名の岩波新書であった。その「はしがき」

でこう述べている。「小繫は小さな東北の一部落である。しかしその部落で起こっていることと基本的には同じ性格の問題が、他の場所でもくり返し発生しているのである。小繫の農民はいわねばならないことを主張して権利主張を行なった。

らかにするつもりである。／昭和三十九年二月 戒能通孝」この一文を読んで法律は無味乾燥で面白くないものと投げかけていた気持ちが一変、温かい血の通った人間を守る道具になり得ることを知り、目からウロコの思いだった。

## 下平 肇

やると「1908年飯

さらに、

奥付に目を

その結果学んだのは、自分の権利、自分の基本権をまもるのは、自分自身であるという単純ではあるが苦難にみちた原則である。私はそのがいかにかに辛く、しかし同時にいかに輝かしいものであるかを、特定の事件を通じて明

田市に生まれる」とあり、故郷・飯田を誇らしく思ったりもした。以来、先生の著作を追い求め、読んだのが『裁判』『法律入門』『現代法の学び方』（いずれも岩波新書）や『岩波小辞典・法律』であった。全書に一貫

して「権力ではなく人間の為の法律」という学問的良心を感じた。私淑とは「直接は教えを受けてはいないがその人を慕い、言動から学ぶこと」だそうだが、先生の著作から、多くのことを学んだことを

ありがたく思っている。郷土史家・村澤武夫氏が苦勞して物した「戒能通孝先生の生誕地」は、出自・家系などが詳しいので、一読をオススメする次第。



何度も読み返した戒能先生の著書